

◎当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象商品です。

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.7.25

なかの日本成長ファンド

追加型投信／国内／株式

◎当ファンドは、特化型運用を行います。



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には投資信託約款(以下「約款」といいます。)の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

●委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

なかのアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3406号

照会先

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

受付時間 午前9時～午後5時
(土、日、祝・休日は除きます。)

●受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



なかのアセットマネジメント

投資家の皆さまへ

資産所得倍増プランの政策として具現化された新NISA。制度の抜本的拡充により、この国が遅まきながら「資産運用立国化」に向けた国家戦略を明示化したわけです。

その要諦は、私たち生活者のお金が国内産業界の活性化を促して、企業たちがお金に込めた想いに応じ奮起して成長力を取り戻すことにありましょう。

「なかの日本成長ファンド」は、私たちの強い意志を共有する投資マネーを長期産業資本として投入して、産業界の付加価値創造の成果が長期投資家にリターンとなって享受される！
そうした国内を理想的に循環するインベストメントチェーンのメカニズムをリードする金融機能を先導すべく、将来の日本社会への想いを込めて、
皆さまと一緒に長期投資の旅を歩いていく！本格的長期資産育成型ファンドです。

…ひとりでも多くの同志のご参加を心よりお待ちしております！

なかのアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 中野 晴啓

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社の情報

委託会社名	なかのアセットマネジメント株式会社
設立	2023年9月1日
資本金	677百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	5,422百万円

(2025年4月末現在)

- この目論見書により行う「なかの日本成長ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月24日に関東財務局長に提出しており、2025年7月25日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 確度の高い長期的な利益成長が見込まれる(クオリティ・グロース)企業への厳選投資を通して信託財産の長期的な成長を目指してボトムアップ運用を行います。

2 株式投資は高位を維持します。また、銘柄入替えは低水準に抑えます。

3 運用プロセスは以下の通りです。

- **ユニバースの選定基準**

投資先企業については長期に渡る利益の成長が確度高く見込まれる企業を厳選し、期間と成長率の積の大きさ及びその確度の高さでユニバースを構築・管理・維持します。

- **独自のボトムアップ調査と銘柄選定**

投資候補先企業の提供する財やサービスを深く洞察し、取材に基づく長期の業績予想を行います。成長率、成長期間、資本コスト、市場環境から理論株価を算出し、株価水準との対比で年率のアップサイドの確度と大きさを投資判断を行います。

- **エンゲージメント**

投資先候補の経営課題を洗い出し、成長率、成長期間、資本コストを改善するための対話と提案を定期的に行います。企業との対話を継続し、企業の永続的な成長性の底上げを行うよう努力します。

- **ポートフォリオ管理**

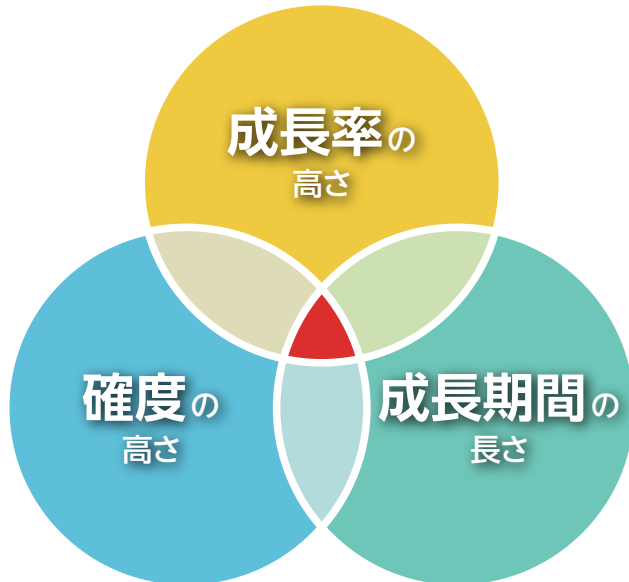
厳選された投資先企業との対話を定期的に行い、ボトムアップリサーチによる長期の業績予想を継続的に行い、理論株価と現株価との乖離と業績予想への確度の高さをもってポートフォリオを適宜見直します。1-2年のリターンではなく、10-20年において数倍から数十倍になる投資リターンの達成を目指します。



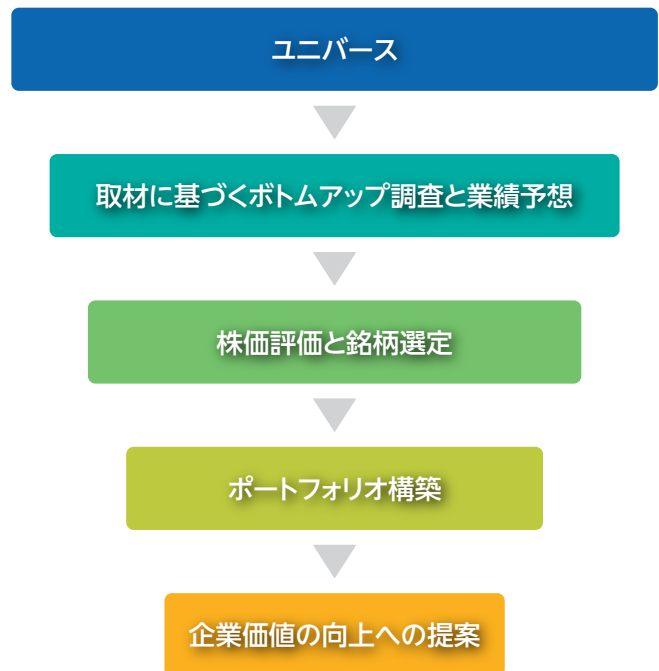
ファンドの目的・特色

運用プロセス

ユニバース選定における
クオリティ・グロース投資の3要素

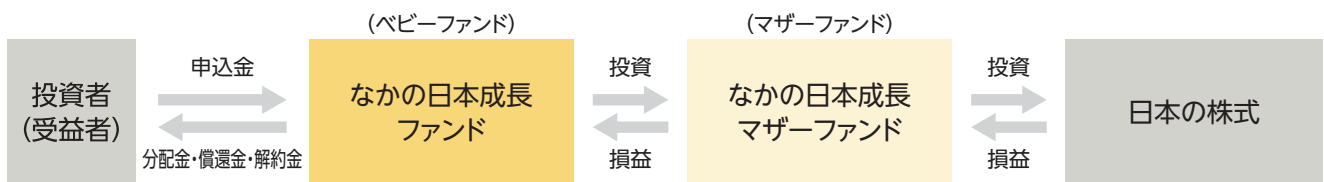


投資プロセス



◎ ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



◎ 主な投資制限

- ・ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券 (マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 外貨建て資産への投資は行いません。
- ・ デリバティブ取引は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



ファンドの目的・特色

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資家の皆さまへ、私たちの運用に込めた想い

平素より、当ファンドにご投資いただき、誠にありがとうございます。運用チームを代表し、私たちがどのような想いで運用に取り組んでいるのかをお伝えいたします。私たちの運用の根幹にあるのは、「誠実さ」です。これは、皆さまからお預かりした大切な資産を真摯に運用すること、そして、私たちが投資する企業自身が誠実なビジネスを行っていることを意味します。なぜなら、「倫理的で誠実な企業こそが、長期的に成長できる優れた企業である」と、私たちは確信しているからです。

誠実な企業は顧客から信頼を得て、その信頼がブランド価値や収益性の向上につながります。結果として、企業の収益力を示すROE(自己資本利益率)も高まっていきます。私たちは、このROEを投資判断の「ものさし」としています。ROEの水準が高いことを「グロース(成長性)」、安定していることを「クオリティ(質)」の証と捉えています。現在、ポートフォリオ全体の平均ROEは約14%と安定した水準にありますが、私たちはこの状況に満足することなく、さらに引き上げていくことを目指しています。

そのために、投資先企業との対話、すなわち「エンゲージメント」を重視しています。企業の経営陣と深く対話を重ね、共に成長していくための具体的な改善提案を行っています。「クオリティ・グロース」と「エンゲージメント」を両輪とした運用を徹底し、専門性の高いブティックハウスとして、日本の資産運用業界のさらなる発展に貢献できるよう、全力で取り組んでまいります。今後も、私たちの運用方針や活動について、定期的に発信してまいります。引き続き、なかのアセットへのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

運用部長 山本 潤

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする国内の金融取引所に上場している株式等には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

●価格変動リスク

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

●信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

●集中投資リスク

当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

収益分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ・一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

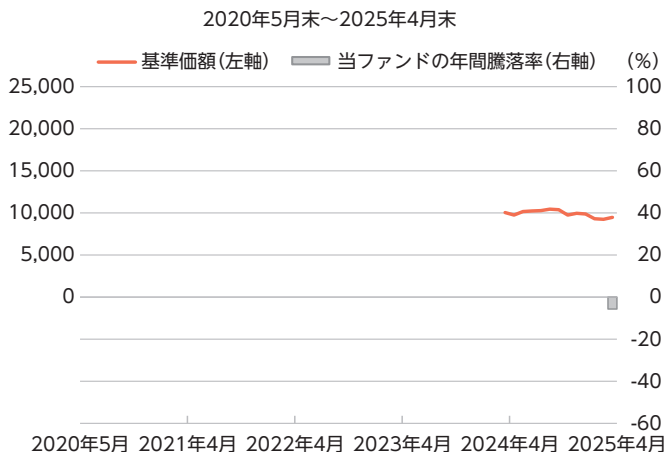
- ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するため、①運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



投資リスク

(参考情報)

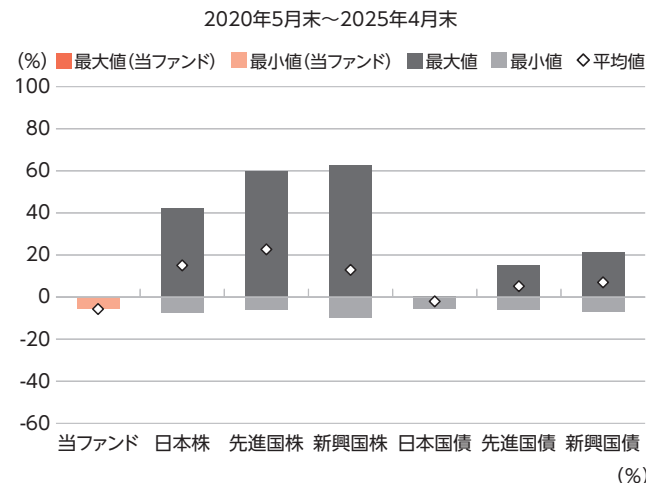
当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



* 分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2025年4月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	△ 5.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 5.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	△ 5.7	15.1	22.7	12.9	△ 2.0	5.2	7.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年5月から2025年4月の5年間(当ファンドは2025年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

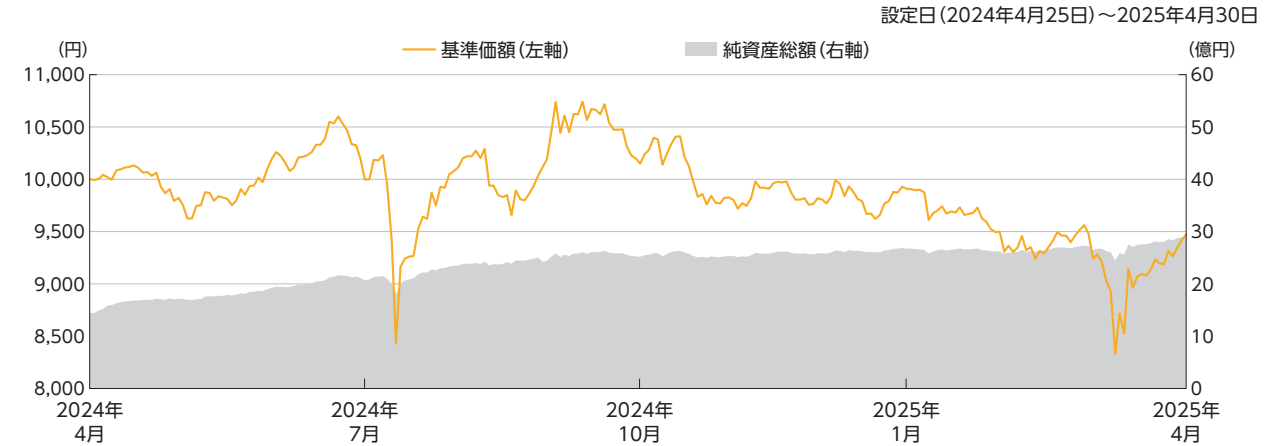


運用実績

2025年4月末現在

●基準価額・純資産の推移

基準価額	9,474円	純資産総額	29億円
------	--------	-------	------



●主要な資産の状況

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	組入比率
1 ソニーグループ	電機・精密	5.9%
2 日立製作所	電機・精密	4.8%
3 信越化学工業	素材・化学	4.8%
4 荏原製作所	機械	4.7%
5 ツムラ	医薬品	4.6%
6 味の素	食品	4.5%
7 ロート製薬	医薬品	4.4%
8 朝日インテック	電機・精密	4.4%
9 東宝	情報通信・サービスその他	4.3%
10 三井不動産	不動産	4.3%

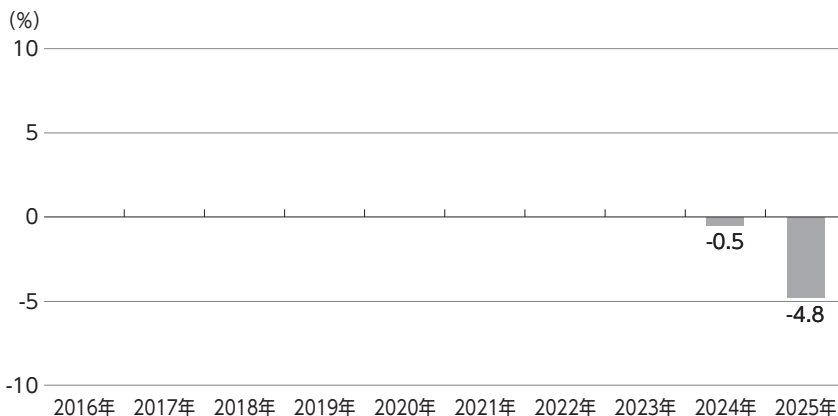
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

業種別比率

業種	比率
1 電機・精密	35.4%
2 情報通信・サービスその他	13.7%
3 医薬品	9.0%
4 素材・化学	8.8%
5 食品	8.7%
6 機械	8.1%
7 不動産	4.3%
8 小売	3.9%
9 商社・卸売	3.2%
10 建設・資材	3.1%

※「業種別比率」はTOPIX17業種の分類で区分しています。
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・当ファンドにはベンチマークはありません。
- ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ・2024年は設定日(4月25日)から12月末までの収益率です。2025年は4月末までの収益率です。

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年4月24日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。



手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)とします。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年7月25日から2026年1月22日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2024年4月25日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合には、繰上償還することがあります。 ・純資産総額が10億円を下回ることとなった場合。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として、毎年4月24日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/ ※なお、やむを得ない事情によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、每期決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用があります。 ・益金不算入制度は適用されません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率1.1% (税抜1.0%)</u> を乗じて得た額とします。		
	運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。		
	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	運用管理費用の配分 (年率／税抜)		
	支払先	配分	役務の内容
	委託会社	0.582%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.388%	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
	受託会社	0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用等。 監査費用を除くその他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。 信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。 ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料 ・有価証券の保管に要する費用 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。 ※これらの費用・手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2024年4月25日～2025年4月24日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.10%	1.10%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。